

奈良県小規模企業振興基本条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十五号

奈良県小規模企業振興基本条例

(目的)

第一条 この条例は、地域において小規模企業が果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の成長発展又は持続的な発展を促すことにより、地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進を図り、もって県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、地域金融機関その他の小規模企業を支援する組織をいう。

(基本理念)

第三条 小規模企業の振興は、経営の向上に果敢に挑戦する意欲及び自主自立の精神を持つ小規模企業者による不断の努力を前提とし、地域の需要等を捉え適時に自由な発想による独自の商品又はサービスを開発し、提供できることその他の小規模企業の特性が生かされるよう推進されなければならない。

2 小規模企業の振興は、企業集積の少ない本県における地域経済の活性化のために県内企業の大多数を占める小規模企業の活力が欠かせないことに鑑み、その活力が最大限に発揮されるための環境の整備を図ることにより、小規模企業の事業の成長発展又は持続的な発展を促すよう推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、小規模企業者、国、他の都道府県、市町村、小規模企業支援団体、大学その他の研究機関等と緊密に連携して、小規模企業の振興に関する

施策を効果的に推進する責務を有する。

（基本方針）

第五条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

一 事業の成長発展又は持続的な発展に必要な情報、技能等を体系化し、その普及を図ること。

二 小規模企業にとって参入が困難な海外、首都圏等における商談の機会の確保及び情報通信技術の活用等を支援し、新たな販路の開拓の促進を図ること。

三 顧客が認める価値の獲得に向けた独自の商品又はサービスの改良等への不断の努力を支援し、着実な事業化につながるよう、その付加価値の創出の促進を図ること。

四 事業に有用な情報、技能等の取得又はその承継の円滑化に係る支援により、総合的な経営力を備えた経営者、後継者その他幅広い人材の育成及び確保を図ること。

五 情報の提供、研修の開催等により、創業への意欲の高い者、特に女性、青年又は高齢者による創業の促進を図ること。

六 経営の向上に果敢に挑戦する小規模企業者に対する資金の供給の多様化及び円滑化を図ること。

七 まちづくりと一体となった商業の活性化への多様な主体の参画を促し、並びにこれらの者の連携及び協働に向けた媒介の役割を担い、各地域の消費の活性化を図ること。

八 少ない人材で小規模企業を支えている現状に鑑み、長時間労働の是正、仕事と家庭の両立等の取組を支援することにより、働き方の改善及び従業員の待遇改善の促進を図ること。

（小規模企業者の努力等）

第六条 小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展又は持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業の運営を行い、経営を向上させるよう努めなければならない。

2 小規模企業支援団体は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に主体的な役割を発揮しつつ、積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 大企業その他の小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係

があるものは、県が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう
にしなければならない。

（県民の理解と協力）

第七条 県民は、小規模企業の振興が地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進に寄与するとともに、県民生活の安定及び向上に資することを理解し、その事業の成長発展又は持続的な発展に協力するものとする。

（財政上の措置）

第八条 県は、第五条の基本方針に基づき小規模企業の振興に関する施策を実施するた
め、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。